

◎新潟県教育委員会訓令第7号

教育庁本庁
県立学校

新潟県立学校職員安全衛生管理規程（平成9年4月新潟県教育長訓令第8号）の一部を次のように改正し、平成27年4月1日から実施する。

平成27年3月31日

新潟県教育委員会

委員長 外山 迪子

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動別表項」という。）に対応する同表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項（以下「移動後別表項」という。）が存在する場合には当該移動別表項を当該移動後別表項とし、移動後別表項に対応する移動別表項が存在しない場合には当該移動後別表項（以下「別表追加項」という）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項並びに別表の項の表示及び別表追加項を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合は当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という）が存在する場合には当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には当該改正後表を削る。

改 正 後	改 正 前												
<p>(学校管理医の職務)</p> <p>第14条 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断及び面接指導等の実施、これらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置その他健康管理に関すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(健康管理医)</p> <p>第15条 学校管理医を置かない学校に健康管理医を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、定時制及び通信制の課程（学校に2つ以上の課程が設置されている場合に限る。）並びに分校（以下「分校等」という。）に健康管理医を置くことができる。</u></p> <p>別表1（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">安全衛生委員会委員の増員数</p> <p>1 2以上の課程又は分校を有する学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校の名称</td> <td style="width: 33%;">増員数</td> <td style="width: 33%;">増員内訳</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)	<p>(学校管理医の職務)</p> <p>第14条 学校管理医は、次に掲げる事項で、医学に関する専門的知識を必要とするものを行い、当該業務に関する事項について、校長に勧告し、又は安全衛生管理者若しくは衛生管理者若しくは衛生推進者に指導若しくは助言することができる。</p> <p>(1) <u>健康診断の実施、その結果に基づく職員の健康を保持するための措置その他健康管理に関すること。</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(健康管理医)</p> <p>第15条 学校管理医を置かない学校、<u>定時制及び通信制の課程（学校に2つ以上の課程が設置されている場合に限る。）並びに分校（以下「分校等」という。）</u>に健康管理医を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>別表1（第23条関係）</p> <p style="text-align: center;">安全衛生委員会委員の増員数</p> <p>1 2以上の課程又は分校を有する学校</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">学校の名称</td> <td style="width: 33%;">増員数</td> <td style="width: 33%;">増員内訳</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	学校の名称	増員数	増員内訳	(略)	(略)	(略)
学校の名称	増員数	増員内訳											
(略)	(略)	(略)											
学校の名称	増員数	増員内訳											
(略)	(略)	(略)											

新発田南高等学校（分校）
高田高等学校（分校）
高田南城高等学校（通信制）
佐渡高等学校（分校） （略）

新発田南高等学校（分校）
十日町高等学校（定時制）
高田南城高等学校（通信制）
安塚高等学校（分校）
佐渡高等学校（分校） （略）

2 2以上の課程及び分校を有する学校

学校の名称	増員数	増員内訳
十日町高等学校（定時制、分校）	4人	<ul style="list-style-type: none"> ・定時制の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・分校の職員のうち、管理的立場にある者 1人 ・安全又は衛生に関し経験を有する者 2人（第23条第6項ただし書の規定に該当するもの）

3 （略）

4 （略）

5 （略）

2 （略）

3 （略）

4 （略）